

川越都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路中 3・5・17 号笠幡小仙波線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・5・17	笠幡小仙波線	川越市大字笠幡字本田中	川越市大字小仙波字雑敷	川越市松江町	約 10,490m	地表式	2 車線	15m	J R 川越線及び東武東上線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 10 箇所 幹線街路と立体交差 1 箇所
	3・5・19	川越上尾線	川越市宮下町 1 丁目	川越市大字中老袋字田島	川越市大字鴨田	約 4,510m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と平面交差 2 箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成 25 年 6 月）を定めました。

指針に基づき、幹線街路に該当する都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、3・5・17 号笠幡小仙波線及び 3・5・19 号川越上尾線について、現道を活用した線形に変更することとし、併せて車線の数を定めるものです。